平成２８年（フ）第１０６号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目３番15号岸シルクヴィラ202号
債務者　榊　　英明
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
奈良県橿原市山之坊町32番地　ハイツ武蔵Ｂ１－Ｂ、前住所奈良県橿原市膳夫町561番地の８
債務者　植松　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原146番地１　中央団地
債務者　以西　典子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
佐賀市兵庫南３丁目７番371号　県営兵庫団地
債務者　中原　利春
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
佐賀県武雄市橘町大字大日3752番地、前住所佐賀市高木瀬東３丁目13番21号　サンハイツＫ’Ｓ　201
債務者　吉村　栄子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2468番地４　メゾン宮崎201
債務者　米盛　忠彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
沖縄県豊見城市字平良81番地２　せせらぎガーデン203号
債務者　大城　武市
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４２号
石川県小松市川辺町４番地８　市営川辺町住宅小３棟203号
債務者　崎田　佳希
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１２７号
福井県坂井市春江町江留上緑５番地７　Ｌｅ　Ｃｈｏｃｏｌａｔ　105号室、旧住所福井県坂井市三国町山岸39号50番地６
債務者　齊藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
福井県鯖江市御幸町３丁目９番Ａ３－106号
債務者　加賀川加代子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
兵庫県尼崎市立花町４丁目８番27号　一本松荘101号
債務者　丸山　　実
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３９号
兵庫県尼崎市潮江５丁目１番20―1410号
債務者　高山　直也
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４１号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番２－103号
債務者　山下　和仁
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１号
徳島県阿南市橘町青木55番地１　プラージュ橘308号室、前住所徳島県小松島市横須町18番29号
債務者　上田　　博
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１４号
徳島県三好郡東みよし町加茂4501番地３
債務者　野窪　明美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第７１号
名古屋市中区大井町４番17号　アベニュー大井４Ａ号
債務者　月森　節子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４０号
愛知県長久手市根の神211番地　ヴィラグリーン１－Ｄ
債務者　小谷　良博
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部